

東洋史研究

第七十五卷 第四號 平成二十九年三月發行

張家山漢簡「奏讞書」と

嶽麓書院藏秦簡「爲獄等狀四種」の形成過程

水 間 大 輔

はじめに

第一章 奏讞書・爲獄等狀四種の不完全性と作成過程

第一節 奏讞書における判決

第二節 爲獄等狀四種における判決

第三節 奏讞書と爲獄等狀四種の作成地

第二章 奏讞書と爲獄等狀四種の編綴過程

結 語

はじめに

周知の通り、張家山漢簡とは一九八三～八四年に湖北省荊州市荊州區の張家山第二四七號墓から出土した竹簡羣であり、「曆譜」・「二年律令」・「奏讞書」・「脈書」・「算數書」・「蓋廬」・「引書」などの文書が含まれている。張家山第二四七號墓の被葬者は、前漢初期の呂后二年（前一八六年）か、その後遠からぬうちに死亡し、埋葬されたと推測される。被葬者はこれらの文書の内容や副葬品などから、生前下級官吏を務めた人物と考えられている。^①

一方、嶽麓書院藏秦簡は近年発見された秦の竹簡・木簡羣である。近年の盗掘によつて香港の骨董市場へ流出していたが、二〇〇七年に湖南大學嶽麓書院が購入し、また二〇〇八年に香港の收藏家が嶽麓書院へ寄贈したものである。「質日」・「爲吏治官及黔首」・「占夢書」・「數」・「爲獄等狀四種」・「秦律令」などの文書が含まれている。盗掘のため出土地點・狀況・経緯などは一切不明であるが、文書の内容から、墓より出土したものと推測されている。ただし、全ての文書が同一の墓から出土したのか否かは明らかでない。^②

本稿では張家山漢簡・嶽麓書院藏秦簡に含まれている文書のうち、「奏讞書」と「爲獄等狀四種」を検討の対象とする。奏讞書は春秋時代の衛・魯、及び秦王政期～前漢高祖期の刑事裁判記録で、全部で二二の案例が含まれている。圖版によると、奏讞書を記した竹簡羣の上部・中央・下部の三か所には、それぞれ紐で編綴した痕が見える。出土時、竹簡羣は泥や他の副葬品の壓迫を受け、やや散亂していたものの、『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』巻末の「竹簡出土位置示意圖」によると、一卷の冊書として卷かれた状態に近い形で出土している。それゆえ、遅くとも副葬時には、案例一から二二へ至るまで、全ての竹簡羣が一卷の冊書として編綴されていたとくである。「竹簡出土位置示意圖」を見ると、案例一の先頭の簡を中心として卷かれ、案例二二の末尾の簡が最も外側に位置していたことがわかる。案例二二末尾の簡の背面には、「奏讞（讞）書」という標題が記されている。

一方、爲獄等狀四種は秦王政期・始皇帝期の刑事裁判記録で、全部で一五の案例が含まれている。簡の材質・書體・體裁などから第一類（案例一〜七）・第二類（案例八〜一三）・第三類（案例一四）・第四類（案例一五）の四つに分類できる。^③ 嶽麓書院藏秦簡のうち、二〇〇七年に嶽麓書院が購入したものは、全部で八枚のプラスチックフィルムに包まれていたが、^④ 爲獄等狀四種はそれらのうち七つの包みから発見されている。^⑤ 整理者が文章の内容や「反印文」^⑥、包み内部での堆積狀況などを根據として復元したところ、各類は本来それぞれ一巻ずつ冊書として編綴されていたごとくである。第三類は奏讞書と同様、先頭の簡を中心として巻かれ、末尾の簡が最も外側に位置していたのに対し、第一類・第二類・第四類は逆に末尾の簡を中心として巻かれ、先頭の簡が最も外側に位置していた。^⑦ ちなみに、これら四卷の冊書が同一の墓から出土したものが否かは明らかでない。

さて、奏讞書については、これが編纂物あるいは書物であったか否かをめぐって見解がわかれている。榎山明氏は、奏讞書は司法實務の参考に供するため、中央の廷尉が編纂物・書物として整理し、全国へ配布したものとす。^⑧ また廣瀬薫雄氏は、廷尉府で編纂された『廷尉故事』が各地へ伝えられた後、南郡でこれに自郡の案例（南郡故事）を組み込んで作成された書物とする。^⑨ 兩説の間では違いもあるものの、奏讞書を編纂物あるいは書物と見ている点では共通している。

一方富谷至氏は、奏讞書は「ファイル簡」であって、編纂物・書物とは性格が異なるとする。氏は秦・漢の冊書について次のように述べている。すなわち、冊書には「書物簡」と「ファイル簡」の二種類があり、前者は書籍、後者は帳簿などがこれに該当する。書物簡は冊書末尾の簡を中心として、文章が記されている面を内側にして巻かれ、冊書先頭の簡の背面に標題が記されている。つまり、先頭の簡から順次開いて閲覽することになる。一方、ファイル簡は逆に冊書先頭の簡を中心として巻かれ、冊書末尾の簡の背面に標題が記されているが、それは簡を順次付け加えるためであった。ファイル簡は未整理な覚え書き程度のものであって、整理の便宜上編綴されたに過ぎず、書籍として編集される以前の段階に

あつた、と。氏はそのうえで、奏讞書も末尾の簡の背面に標題が記されていることから、ファイル簡に該当すると解している。⁽¹⁰⁾氏がこの説を提示したとき、奏讞書の巻き方は公表されていなかったが、後に『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』が刊行され、奏讞書も確かに先頭の簡を中心として巻かれていたことが明らかになった。

以上のように、奏讞書が編纂物あるいは書物か否かをめぐっては見解がわかれている。しかし、双方の見解についてはそれぞれ次のような疑問がある。

第一に、奏讞書に含まれている事例の中には、とても編纂物としてまとめられたとは思えないものも見える。すなわち、次章で述べる通り、事例二では江陵縣（現在の湖北省荊州市）が南郡へ「讞」を行い、さらに南郡が廷尉へ再度讞を行っているが、廷尉がそれに對していかなる回答を示したのか記されていない。讞とは上級機關に對して判斷を仰ぐことである。當時の制度では治獄においていかなる判斷を下すべきか判斷がつかない場合、縣・道は郡、郡は廷尉に對して讞を行い、さらに廷尉でも判斷がつかない場合、皇帝に上奏して判斷を仰ぐべきものとされていた。讞に對する回答が記されていないということは、最終的にいかなる判決が下されたのかわからないということに等しいが、判決が記されていない事例は、司法實務の参考とするには利用價值が低いといわざるをえない。このように司法實務の参考とするには不完全な事例を、わざわざ編纂・配布するなどということはありえたのであろうか。

第二に、富谷氏は、奏讞書はファイル簡であり、ファイル簡が先頭の簡を中心として巻かれているのは、簡を順次付け加えることが想定されていたためとする。しかし、これは少なくとも奏讞書にはあてはまらない。奏讞書では事例一から二二へ至るまで、事例番號順に排列されているが、後述する通り、事例一〜五、及び一四〜一六ではむしろ新しい年代の事例から古い事例へ向かって排列されている。氏の理解によれば、新しい事例が冊書の末尾に順次付け加えられるはずであるから、古い事例から新しい事例へ向かって排列されていしかるべきであるが、そうなつてはいない。

それでは、以上の二つの問題はどのように理解すべきであろうか。これらは奏讞書のみならず、爲獄等狀四種でも問題

となる。私はこれらの問題こそが、奏讞書・爲獄等狀四種の形成過程を解明する手がかりになるのではないかと思うのである。本稿では以上のような疑問から、奏讞書・爲獄等狀四種の形成過程について検討する。

第二章 奏讞書・爲獄等狀四種の不完全性と作成過程

本章では奏讞書・爲獄等狀四種のうち、一部の案例に判決が記されていないことの意味を探る。

第一節 奏讞書における判決

「はじめに」では奏讞書の案例二に判決が記されていないと述べたが、他の案例ではどうであろうか。本節では奏讞書の各案例において、判決がどのように記載されているかを分析したい。

分析に入る前に、一つ確認しておきたい問題がある。先述の通り、奏讞書に含まれている二二の案例の内容は、一言で示せば刑事裁判記録といふことができる。しかし、その文書としての性格や書式は一様ではない。小嶋茂稔氏は各案例の書式を根拠として、二二の案例を第一羣・三羣に分類している。¹¹以下、小嶋氏の分類に従って検討を進める。

一、第一羣

第一羣はいずれも「讞」を内容とする案例である。¹²案例一〜五がこれに該当する。以下で述べる通り、全ての案例がほぼ同じ文書型式で記されている。¹³

案例一 案例一では冒頭に、

十一年八月甲申朔己丑、夷道介・丞嘉敢讞（讞）之。（第一簡）

（十一年八月甲申朔己丑、夷道介・丞嘉敢取て之を讞す。）

とあり、高祖十一年（前一九六年）八月六日、夷道（現在の湖北省宜都市西）令价・丞嘉が讞を行う旨の文言があり、以下讞に先立って夷道で行われた審理の結果が記され、最後に、

敢讞（讞）之。謁報、署獄史曹發。●吏當、母憂當要（腰）斬。或曰、不當論。●廷報、當要（腰）斬。（第六簡・七簡）

（敢て之を讞す、と。報を謁う、獄史曹發せと署せ。●吏當つ、母憂は腰斬に當る、と。或いは曰く、論ずるに當らず、と。●廷報ず、腰斬に當る、と。）

で終わっている。末尾の「廷報、當要（腰）斬」は讞に對する回答であり、本件の被疑者を腰斬に處するよう「廷」すなわち廷尉が回答したことを示している。¹⁴「報」は回答の意である。これによると、あたかも夷道が直接廷尉に對して讞を行ったようにも見える。しかし、當時の制度では、縣・道は郡に對して讞を行ったはずである。夷道は南郡に屬する道であるから、本件では南郡へ讞を行い、さらに南郡が廷尉へ讞を行ったことになる。右の記述も含め、本件には「南郡」という語が一例も見えないが、汪桂海氏は、本件では南郡守が廷尉府へ上申する旨の文言が省略されており、わずかに「謁報」という文言だけが省略されずに残されているとする。¹⁵思うに、「敢讞（讞）之」までが夷道によって記された文言であり、「謁報、署獄史曹發。●吏當、母憂當要（腰）斬。或曰、不當論」は南郡によって記された文言であろう。「謁報、署獄史曹發」が南郡によって記された文言であることは、以下のような點から確認される。すなわち、奏讞書・爲獄等狀四種のうち、縣・道が郡へ讞を行い、かつ郡が廷尉へ讞を行っていない案例、及び内史に屬する縣が廷尉へ直接讞を行っている案例（後述）では、いずれも「敢讞（讞）之」の後に「謁報、署××發」という文言が見えない（奏讞書案例三・四、爲獄等狀四種案例一・七・一四）。それに對して、内史以外の縣・道が讞を行い、廷尉が回答している案例では、いずれも「敢讞（讞）之」の後にこの文言が見える（奏讞書案例一・五）。

「謁報、署××發」について『二年律令與奏讞書』は里耶秦簡に、¹⁶

四月己酉、陽陵守丞尉敢言之、寫上謁報、報署金布發。敢言之。(九一四正面)

(四月己酉、陽陵守丞尉敢て之を言う、寫し上りて報を謁う、報には金布發せと署せ。敢て之を言う、と。)

とあることから、「署××發」は「報署××發」の省略と解している(三三六頁)。従うべきであろう。「謁報」、「報」署××發」は「回答を求めます。」(この文書に對する返信には)『××が開封せよ』と記して下さい』の意と解される。「報」署××發」は要するに文書を送る側が返信の宛先を指定した文言といえる。

續く「吏當」の「當」は判決案の意である。「吏當、母憂當要(腰)斬。或曰不當論」では、南郡の吏のうちある者は被疑者母憂の行爲が「腰斬」(腰部を切断する刑罰)にあたると主張し、またある者は罪にあたらなと主張したことを記している。本件については南郡の中で意見がわかれたことを示している。もっとも、本件は本來夷道が審理したものであるから、これら二つの判決案はもともと夷道で出されたものであつて、南郡でもいずれとも判断できなかつたということであつたのかもしれない。續いて「廷報、當要(腰)斬」とあるのによると、廷尉は結局前者の判決案を採用したことになる。

讞に對する回答は事實上の判決であつたといつてよい。後述する通り、案例二一では廷尉が杜縣による讞に對して回答しているが(杜縣は内史に屬するため、廷尉に直接讞を行った。後述)、その中で、

告杜論甲。(第一八八簡)

(杜に告げて甲を論ぜしむ。)

とあり、廷尉府が回答を杜縣に通告し、被疑者甲を「論」ぜしめている。論とは幅広い概念であり、刑事事件の處理全體を指す場合もあれば、今日でいう判決を指す場合もあれば、¹⁷⁾ 刑罰の執行を指す場合もある。ここでいう論が具體的にいかなる意味で用いられているのかは判然としないが、少なくとも刑罰の執行はこれに含まれるはずである。いずれにせよ、上級機關の回答はいわば命令のようなものであるから、回答を受けた機關は特段の事情がない限り、回答通りに刑罰を執

行しなければならなかったと考えられる。

ただし、案例一については、廷尉の回答が事実上の判決であったのか否かは明らかでない。というのも、二年律令によると、被疑者の罪が死罪あるいは過失殺人・戯殺人にあたる場合、縣・道では判決を下すことができず、郡へ上申し、郡は再度これを審理しなければならなかった。¹⁸⁾それは縣・道の審理によってえられた事件の事實關係が眞實であったか否かを郡が再度判断し、判決を下すのに慎重を期すためであろう。もつとも、本件の場合、夷道は既に南郡へ讞を行っているので、廷尉が回答を示した後も夷道が南郡へ上申しなければならぬとすれば、二度手間になる。このような場合、二度手間になることも辭さず、再度郡が審理しなければならなかったのか否かは定かでない。ただし、少なくとも今日知られている讞案件を見ると、上級機關へ讞を行うのは、いかなる律令の規定を適用すべきか判断がつかないからであって、審理によってえられた事件の事實關係の眞實性に確證が持てないからではない。つまり、讞を受理した上級機關は律令の解釋のみを審議するのであって、事實關係の眞實性までは審議の對象とされていなかったのかもしれない。それゆえ、郡が再度審理を行った可能性も否定できない。

案例二 案例二では冒頭に、

十一年八月甲申朔丙戌、江陵丞驚敢讞（讞）之。（第八簡）

（十一年八月甲申朔丙戌、江陵丞驚敢て之を讞す。）

とあり、高祖十一年八月三日、江陵縣丞驚が讞を行う旨の文言があり、以下江陵縣で行われた審理の結果が記され、最後に、

敢讞（讞）之。謁報、署中廡發。●吏當、黥媚顏頰、昇祿。或曰、當爲庶人。（第五簡・一六簡）

（敢て之を讞す、と。報を謁う、中廡發せと署せ。●吏當つ、媚の顏頰を黥し、祿に昇う、と。或いは曰く、庶人と爲すに當る、と。）

で終わっている。これを案例一と比較すると、全く同じ書式で記されていることがわかるが、「廷報」以下すなわち廷尉による回答だけが記されていない。案例一と同様、江陵縣がどこへ讞を行ったのかは記されていないが、江陵縣は南郡の屬縣であるから、南郡に對して行ったはずである。一見すると、「謁報」以下も江陵縣によつて記された文言のごとくに讀める。しかし、案例一と全く同じ書式で記されていることからすると、やはり「謁報」以下は南郡で記された文言であり、南郡がさらに廷尉へ讞を行ったことを示すものであつて、「吏當」以下二つの判決案も南郡で出されたものと解するべきである（もちろん、元はといえば江陵縣で出された判決案という可能性もある）。このように、本件では南郡で出された二つの判決案を最後として記述が終つており、讞に對していかなる回答が示されたのか記されていない。

案例一・四・五では縣あるいは郡で出された判決案を擧げた後、簡を改めずに讞に對する回答を記している。しかし、案例三では二つの判決案を列擧した後、簡を改めて回答を記している。案例二では二つの判決案を列擧した後、空白になつてゐる。あるいは、案例二でも案例三と同様、簡を改めて讞に對する回答を記していたが、その簡が朽ちてなくなつてゐると考えられなくもない。しかし、次節で述べる通り、讞に對する回答が記されていない案例は、爲獄等狀四種にもいくつか見られる。それゆゑ、案例二だけが偶然にも朽ちてなくなつたわけではなさそうである。

案例三 案例三では胡縣（現在の河南省靈寶市西）が讞を行つてゐる。案例一・二と比較すると、「謁報、署××發」という記述がない點を除けば、二つの判決案を列擧するところまでは同じ書式で記されているが、その後に簡を改めて、十年八月庚申朔癸亥、大（太）僕不害行廷尉事、謂胡嗇夫、讞（讞）獄史闌、讞（讞）固有審。廷以聞、闌當黥爲城且。它如律令。（第二六簡・二七簡）

（十年八月庚申朔癸亥、太僕不害、廷尉の事を行う、胡嗇夫に謂う、獄史闌を讞するも、讞固より審らかなること有り。廷以て聞す、闌は黥して城且と爲すに當らん。它是律令の如くせん、と。）

とあり、これにて案例三の記述が終つてゐる。本件でも胡縣がどこへ讞を行ったか記されていないが、胡縣は内史に所

屬する縣であつた。當時の制度では、内史に所屬する縣は直接廷尉へ讞を行うべきものとされていた。¹⁹⁾ それゆえ、胡縣は廷尉へ直接讞を行つてゐるはずであり、二つの判決案も胡縣で出されたものということになる。

右の記述は讞に對する回答であり、²⁰⁾ 案例一よりもやや詳しく記されている。これによると、太僕公上不害が廷尉の職務を代行し、胡縣へ回答している。このときには廷尉の缺員など、何らかの理由により、廷尉が回答することができなかったであろう。ここで問題となるのは、胡縣に對する回答の中に「廷以聞、闡當黥爲城旦。它如律令」とあることである。これは文字通りに譯せば、「闡（被疑者の名）の罪は黥城旦にあたり、その他の者については律令の通りに處理しよう、と廷尉は皇帝へ上奏した」という意味になる。それでは、なぜ廷尉府は本件を皇帝へ上奏したのであるうか。廷尉府は胡縣が提示した二つの判決案のうち一つを採用しており、しかも回答の中で「讞（讞）固有審」という判断も下している。これは、讞で判断を仰いだ内容は法律に明確な規定があり、本来讞を行うまでもないことをいう文言である。²¹⁾ それゆえ、廷尉府が本件を皇帝へ上奏したのは、いかなる判決を下すべきか判断がつかなかったからではない。おそらく、本件では何らかの事由により、廷尉府でも最終的な判決を下す権限がなく、皇帝へ裁可を求める必要があつたのではあるまいか。²²⁾

案例三では廷尉府が皇帝へ裁可を求めた結果、皇帝が實際にこれを裁可したのか否かは示されていない。しかし、皇帝の裁可が下つていないのに、本件を皇帝へ上奏したことを、廷尉府がわざわざ胡縣へ通告したとも考えがたい。よつて、右の上奏は既に裁可され、それを公上不害が胡縣へ傳えたのであろう。つまり、これが事實上の判決といふことができる。

案例四 案例四では胡縣が讞を行い、廷尉が回答を示している。書式は案例一とほぼ同じである。

案例五 案例五では江陵縣が讞を行つてゐる。案例一とほぼ同じ書式で記されているが、「廷報」ではなく「廷以聞」と記されている。本件でも江陵縣がどこへ讞を行ったのか明記されていないが、案例一・二と同じく「謁報、署××發」という文言が見え、また「廷以聞」とあるので、江陵縣が南郡、南郡が廷尉へ讞を行い、さらに廷尉が皇帝へ上奏して裁

可を求めたと考えられる。

本件は末尾に、

●廷以聞、武當黥爲城旦、除視。(第四七簡・四八簡)

(●廷以て聞す、武は黥して城旦と爲すに當り、視を除かん、と。)

とあり、武(人名)の罪は黥城旦にあたり、視(人名)は無罪としよう、と廷尉が皇帝へ上奏した、という記述を最後までして終わっており、皇帝が廷尉の判決案を裁可したか否かは明記されていない。しかし、案例三も同様であることを考えると、本件の「廷以聞」以下も皇帝によって裁可された内容を事實上記したものと見てよいのではなからうか。⁽²³⁾

二、第二羣

案例六〜一三は第二羣に分類される。第二羣も全て讞を内容とする案例であり、同一の文書型式で記されている。典型例として案例六の全文を左に掲げる。

●漢中守讞(讞)、公大夫昌苔(答)奴相如、以辜死。先自告、相如故民、當免。作少府、昌與相如約、弗免已。

獄治、不當爲昌錯告不孝、疑罪。●廷報、錯告、當治。(第四九簡・五〇簡)

(●漢中守讞す、公大夫昌、奴相如を答ち、辜を以て死す。先に自ら告ぐ、相如は故と民、免ずるに當る。少府に作し、昌、相如と約す、免ぜざるのみ、と。獄治せらるるも、昌、不孝を錯告すと爲すに當らず、罪を疑う。●廷報す、錯告す、治するに當る、と。)

第二羣も讞を内容とする案例という点では第一羣と同じであるが、以下のような違いも見られる。

第一に、文章が短い。第一羣では各案例が七〜一三本の竹簡に記されているのに對し、第二羣ではわずか一、二本の竹簡に記されているに過ぎない。

第二に、第一羣に見えるような定型文言が必ずしも用いられていない。第一羣では「敢瀝（瀝）之」で瀝の内容が終わり、次に案例によっては「謁報、署××發」という文言が入り、そして「吏當」あるいは「吏議」以下に二つの判決案が列擧され、最後に「廷報」あるいは「廷以聞」以下に廷尉の回答が示されている。しかし、第二羣ではわずかに「廷報」以下が記されているに過ぎない。

第三に、第二羣ではいずれの案例も冒頭に「●●××守瀝（瀝）」とあり、郡守が瀝を行う旨の記述から始まっている。思うに、當時の制度では原則としてまず縣・道が事件を審理するものとされていた。第二羣ではいずれも郡守が瀝を行う旨の記述から始まっているが、これは郡がその事件の審理を初めて行ったことを示すわけではなく、それより前に當該郡の屬縣・道がまず審理を行ったものの、判断がつかなかったので、郡へ瀝を行っていたのであろう。つまり、第一羣と異なり、第二羣では縣・道が瀝を行ったこと、及び縣・道で行われた審理の結果が省略されていることになる。また、各案例の文章が第一羣に比べて短いこと、及び第一羣の定型文言が必ずしも見えないことも、かなりの省略があることを窺わせる。

このように、第二羣では第一羣と異なる点も見られるが、各案例には全て「廷報」として、瀝に対する廷尉の回答が記されている。

三、第三羣

第三羣にはさまざまな種類の文書が含まれており、「瀝」と関係のない文書さえ見える。小嶋氏はこれをさらにア〜エの四羣に分類している。

(一) ア羣

案例一四〇一八がこれに該当する。小嶋氏はア羣について、一般的な裁判事例を抄録した文書羣と解している。それは、これらの案例において判決はどのように記載されているであろうか。

案例一四 案例一四では安陸縣（現在の湖北省雲夢縣）の獄史平が男子種を匿ったとして、安陸縣丞忠が南郡へ「劾」を行行い、南郡が獄史平の罪状を審理して判決案を作成し、何らかの機關あるいは官吏に對し、審理の結果と判決案を皇帝へ上奏するよう求めている。²⁴ 安陸縣は當時南郡の屬縣であった。劾とは官吏がある程度の捜査を行行い、治獄を職務の一つとする機關へその結果を通告することである。²⁵ 犯罪事件が発生すると、最初に審理を行行うのは通常ならば縣・道であり、本件でも男子種については安陸縣が審理して判決を下しているが、獄史平については、安陸縣は劾を行行うだけで、南郡が審理を行行っている。その理由は判然としない。

南郡はこれを審理した後、何らかの機關あるいは官吏に對し、その結果と判決案を皇帝へ上奏するよう求めているが、本件では第一羣・第二羣と異なり、「讞」や「疑罪」などの表現が見えない。また、「當」以下に判決案が一つ挙げられているだけであり、二つの判決案が列擧されているわけでもない。それゆえ、いかなる判決を下すべきか判断がつかなかったために上奏するよう求めたわけではなさそうである。やはり案例三などと同様、何らかの事由により、南郡では最終的な判決を下す権限がなく、皇帝の裁可を求めなければならなかったものと思われる。本件の末尾には、

八年四月甲辰朔乙巳、南郡守強敢言之、上奏七牒、謁以聞。種縣論。敢言之。（第六八簡）

（八年四月甲辰朔乙巳、南郡守強敢て之を言う、奏七牒を上り、以て聞せんことを謁う。種は縣論す。敢て之を言う、と。）

とあり、南郡が皇帝へ上奏するよう求める旨の文言を最後として記述が終わっており、皇帝がこれを裁可したか否かは記されていない。

案例一五 案例一五では醴陽縣令恢が國家の米を盗んだとして、江陵縣令忠が南郡へ申立て、南郡がこれを審理し、判

決案を作成している。體陽縣は『漢書』地理志などの傳世文獻に見えず、現在のどこにあたるかも未詳であるが、先行研究はいずれも南郡に屬する縣と解している。²⁶⁾ 本件も縣ではなく郡で審理が行われているが、案例一四と異なり末尾には、

南郡守強・守丞吉・卒史建舍治。(第七四簡)

(南郡守強・守丞吉・卒史建舍治す。)

とあるだけで、皇帝への上奏を求める旨の記述が見えない。しかし、本件は案例一四とほぼ同じ書式で記されており、案例一四でも前掲第六八簡(皇帝への上奏を求める旨の文言)の直前に、

南郡守強・守丞吉・卒史建舍治。(第六七簡)

という記述が見える。それゆえ、案例一五では上奏文言が省略されているか、あるいは案例一五は上奏文言が記される前の文書とも解しうる。

案例一六 案例一六はおおむね以下のような内容である。すなわち、新鄴縣(現在の安徽省太和縣西北)の獄史武が行方不明となり、殺害された疑いがあるにもかかわらず、新鄴縣がきちんと捜査を行わなかったとして、淮陽郡守偃が劾を行なった。新鄴縣令甲・丞乙・獄史丙が新たに着任して本件の再審理を行い、もと新鄴縣令信・髻長蒼・公梁亭校長丙・發弩贅が犯人であることをつきとめ、かれらの罪名と處罰を確定して判決案を作成した後、これをいずこかの上級機關へ送り、回答を求めている。本件でも「讞」・「疑罪」といった文言は見えず、判決案が二つ出されたということもない。やはり何らかの事由により、上級機關へ最終的な判断を委ねる必要があったのであろう。判決案によると、新鄴縣令信ら四人の被疑者はいずれも死刑にあたる罪を犯しているので、いづれにせよ新鄴縣では最終的な判決を下すことができず、郡へ上申しなければならなかったはずである。それゆえ、新鄴縣が判決案を上級機關へ送ったのは、あるいはこのような制度によるものかもしれない。もしその通りとすると、新鄴縣が判決案を送った上級機關は淮陽郡ということになる。しかし、本件の末尾には、

爲奉（奏）當十五牒上謁、請謁報。敢言之。（第九八簡）

（奏當十五牒を爲りて上謁し、報を請謁す。敢て之を言う、と。）

とあり、新鄴縣が上級機關へ回答を求める文言で終わっており、上級機關がいかなる回答を示したかは記されていない。

案例一七 案例一七は秦王政二年（前二四五年）、汧縣（現在の陝西省隴縣東南）の城旦講が「乞鞠」すなわち再審理を請求したというもので、廷尉がこれを審理し、講を無罪と判断し、その旨を汧縣へ通告している。本件では講がどこへ乞鞠を行ったのか記されていない。しかし、二年律令によると、乞鞠は判決を既に受けた者が現在いる縣・道に對して行うものとされているので、汧縣に對して行ったはずである。さらに二年律令によると、縣・道は乞鞠の内容を聴取し、それを文書としてまとめて郡へ報告し、郡は都吏に再審理を行わせるべきものとされている。しかし、汧縣は内史に屬する縣なので、讞の場合と同様、郡都吏ではなく廷尉府が直接汧縣からの報告を受け、再審理を行ったのであろう。⁽²⁸⁾

案例一八 案例一八では蒼梧郡攸縣（現在の湖南省攸縣東北）で發生した事件につき、御史が南郡に再審理を行うよう命じている。南郡は卒史蓋廬らを攸縣へ派遣して審理を行わせ、蓋廬らは攸縣守令媯・丞魁を「貲二甲」、獄史氏を「貲一甲」、攸縣令庫を「耐鬼薪」に處するべきという判決案を作成している。その後いかなる手續がとられたのか、案例一八には記されていないが、おそらく南郡守などの長吏が蓋廬らの意見に基づき、判断を下したと考えられる。⁽²⁹⁾

（二）イ羣

案例一九と二〇がこれに該當する。一九は春秋時代の衛、二〇は春秋時代の魯で發生したとされる事件とその處理について記されている。これらはいずれも史實としては疑わしく、刑事事件とその處理を内容とする説話とでもいうべきものであり、他の案例とは性格が異なる。とはいうものの、兩者とも一應判決に相當する記載が見える。すなわち、案例一九では衛君が史猷の意見に従い、二人の被疑者を無罪としている。また、案例二〇では柳下季がある事件について審理を行

い、判決案を述べ、それを魯君が採用している。

(三) ウ羣

案例二一がこれに該当する。本件では後述する通り、讞が行われたと見られるが、第一羣・第二羣とは明らかに書式が異なっている。また、内容は廷尉府で出された法律の解釋をめぐる意見が大半を占めているという特徴もある。

本件では廷尉府がある事件について一度判決を下したが、後に廷史申が本件における法律條文解釋の不當性を指摘し、廷尉府もそれを認めている。本件では讞という語こそ用いられていないものの、讞が行われた案件と考えられる。すなわち、本件は杜縣（現在の陝西省西安市東南）で発生した事件であるが、被疑者甲を逮捕した官署は「疑甲罪」（第一八四簡）と述べている。しかも、廷尉府は被疑者の罪名と處罰を確定した後、「告杜論甲」（第一八八簡）すなわち杜縣にその内容を通告している。ここでは「報」という語こそ用いられていないものの、廷尉による回答であることは明らかである。杜縣も内史に屬する縣であるから、直接廷尉に對して讞を行ったのであろう。

本件では廷尉が誤判を認めたものの、判決を是正する手續がとられたのか否かは記されていない。

(四) エ羣

案例二二がこれに該当する。本件はある事件の捜査で活躍した獄史擧關を卒史に任命するよう咸陽縣丞が推薦した文書である。本文書の趣旨は官吏の推薦にあるが、その中では犯人に對して具體的にいかなる判決が下されたか明記されている。⁽³⁰⁾

第二節 爲獄等狀四種における判決

次に、爲獄等狀四種の各案例では判決がどのように記載されているであろうか。以下、類ごとに検討を進める。

一、第一類

第一類はいずれも讞を内容とする案例である。奏讞書の第一羣とほぼ同じ書式で記されている。例えば、案例一では冒頭⁽³⁾に、

●廿五^丑六月丙辰朔癸未、州陵守綰・丞越敢讞（讞）之。（第一簡正）

（●廿五年六月丙辰朔癸未、州陵守綰・丞越敢て之を讞す。）

とあり、秦王政二五年（前二三二年）六月二十八日、州陵縣（現在の湖北省洪湖市東北）守令綰・丞越が讞を行う旨の文言があり、以下讞に先立って州陵縣で行われた審理の結果が記されている。そして、

敢讞（讞）之。（第二三簡正）

●吏議曰、癸・瑱等論當毆（也）。沛・綰等不當論。或曰、癸・瑱等當耐爲侯（候）、令瑱等環（還）癸等錢。綰等

【……】（第二四簡・缺第三簡）

（敢て之を讞す。）

●吏議して曰く、癸・瑱等の論は當なり。沛・綰等は論ずるに當らず、と。或いは曰く、癸・瑱等は耐して候と爲すに當り、瑱等をして癸等の錢を還さしむ。綰等……、と。）

とあり、「敢讞（讞）之」で州陵縣による審理の結果を述べた部分が締め括られ、「吏議曰」以下に州陵縣で出された二つの判決案が列擧されている。そして最後に右に引き續いて、

田五年七月丙戌朔乙未、南郡段(假)守賈報州陵守緝・丞越(中略)癸等、其審請瑣等。所出購、以死辜購、備鼠(予)瑣等、有券。受人貨材(財)以枉律令、其所枉當贖以上、受者・貨者皆坐臧(贓)爲盜、有律、不當瀦(讞)獲手。其貨緝・越・獲各一盾。它有律令。(第二五簡～三〇簡)

(廿五年七月丙戌朔乙未、南郡假守賈、州陵守緝・丞越に報ず(中略)癸等、其れ審らかに瑣等に請う。出す所の購は、死辜の購を以てし、備^みな瑣等に予え、券有り。人の貨財を受けて以て律令を枉げ、其の枉ぐる所、贖以上に當るは、受くる者・貨する者は皆な臧に坐して盜と爲すは、律有り、讞するに當らず。獲^{しよ}手す。其れ緝・越・獲を贖すること各一盾。它是律令に有り、と。)

とあり、南郡による回答が記されている。

もつとも、案例によっては若干書式の違いが見られる。例えば、案例三では冒頭に、

●廿三年四月、江陵丞文敢瀦(讞)之。(第四四簡正)

(●廿三年四月、江陵丞文敢て之を讞す。)

とあり、讞を行った日が省略されている。案例四～七に至ってはいずれも冒頭に「敢瀦(讞)之」とあるだけで、⁽³²⁾ 讞を行った日附、讞を行った機關・官職・人名が省略されている。

しかし、最も注目されるのは、案例三～七では讞に対する回答が記されていないことである。すなわち、案例五・七では奏讞書の案例二と同様、縣で出された二つの判決案を列擧したところで記述が終わっている。案例六では縣で出された判決案を一つ擧げたところで記述が終わっている。案例三・四に至っては「敢瀦(讞)之」で記述が終わっており、縣で出された判決案さえ記されていない。

二、第二類

第二類は奏讞書の第三羣と同様、さまざまな種類の文書が含まれている。

案例八 案例八はわずか五本の竹簡から成り、しかも全てが斷簡であるため、案例の全貌を把握しがたい。その中に、

●九月丙寅、丞相・史如論令妘贖春。(第一四〇簡)

(●九月丙寅、丞相・史如論じて妘をして春を贖わしむ。)

とあり、丞相(相)は人名)と史如が共同で判決を下したことを示す記述が見える。丞・史は縣・道あるいは郡の吏と推測される。ただし、これが最終的な判決であったのか否かは判然としない。

案例九・一〇 案例九・一〇は奏讞書の案例二二と同様、ある事件の捜査で活躍した獄史を卒史に任命するよう推薦した文書である。兩件とも犯人に對して具體的にいかなる判決が下されたか明記されている。³³⁾兩件とも犯人は「磔」という死刑に處されているが、いずれの機關が判決を下したのかは記されていない。秦でも漢初と同様、縣・道に死刑判決を下す権限がなかったとすれば、兩件では郡が判決を下したことになる。もともと、案例一〇は櫟陽縣(現在の陝西省西安市臨潼區北)という内史に屬する地で發生した事件のごとくであり、³⁴⁾あるいは廷尉府が判決を下したのかもしれない。

案例一一・一二 案例一一・一二はいずれも乞鞫による再審理を内容とする。

案例一一では得之という者が強姦の罪を犯したとして、當陽縣(現在の湖北省荊門市西南)は得之を耐隸臣に處する旨の判決を下した。得之はその後逃亡したが逮捕され、逃亡の罪によりさらに繫城旦六歳の判決を受けた。秦王政元年(前二四六年)、得之は原審の判決を不服として乞鞫を行った。本件を再審理した廷尉府は得之の主張を退けるとともに、³⁵⁾得之が乞鞫及び再審理の中で虚偽の主張をしたとして、繫城旦六歳に處するといふ判決を下した。得之は再度乞鞫を行ったが、再々審理を行った機關も得之が虚偽の主張をしたと判断し、繫城旦六歳の判決を下している。

本件では二度の乞鞫を受理した機關、及び再々審理を行った機關が明記されていない。しかし、一度目の再審理は廷尉府が行っているので、一度目の乞鞫を受理した機關は、原審の判決を下した當陽縣ではなく、内史に屬するいづこかの縣と考えられる。當陽縣は内史ではなく南郡に屬する縣であった。前述の通り、乞鞫による再審理は、乞鞫を受理した縣・

道が所屬する郡によってとり行われるのが原則であったが、内史に屬する縣が乞鞫を受理した場合、廷尉府が再審理を行うものとされていた。つまり、得之は當陽縣で耐隸臣の判決を受けた後逃亡し、内史に屬する縣で逮捕され、逃亡の罪により繫城且六歳の判決を受けた後、その縣に對して乞鞫を行ったのであろう。一方、二度目の乞鞫については、再々審理を行った機關が審理の結果を當陽縣へ通告している⁽³⁶⁾ので、當陽縣が二度目の乞鞫を受理したと考えられる。再審理の判決が下つた後、得之は當陽縣で服役するため、當陽縣へ送還され⁽³⁷⁾、再度當陽縣に對して乞鞫を行ったのであろう。そして、當陽縣は南郡に屬する縣であるから、再々審理は南郡がこれを取り行つたと考えられる。

次に、案例一二では隸臣田が夏陽縣（現在の陝西省韓城市南）で有罪判決を受けた後、乞鞫を行つてゐる。再審理を行つた機關はその主張を退けるとともに、田が虚偽の申立てをしたとして、繫城且十二歳に處するべきと判断したが、赦令によりこれを免除するよう、魏縣に對して通告している。田がどこへ乞鞫を行い、どの機關が再審理を行つたのかは記されていない。しかし、案例一一と同様、再審理を行つた機關が審理の結果を魏縣へ通告していること、及び田が魏縣で服役していることから、⁽³⁸⁾田は魏縣に對して乞鞫を行つたと考えられる。再審理も魏縣が所屬する郡によつてとり行われたはずであるが、ここでいう魏縣がどこを指すのかは明らかでなく、どの郡に屬していたのかも未詳である。⁽³⁹⁾

案例一三 案例一三はずか二本の斷簡から成り、その内容は明らかでない。

三、第三類

案例一四がこれに該當する。案例一四は讞を内容とし、第一類とほぼ同じ書式で記されている。冒頭に秦王政二二年八月九日、胡陽縣（現在の河南省唐河縣湖陽鎮）丞唐が讞を行う旨の文言があり、以下讞に先立つて胡陽縣で行われた審理の結果が記され、「敢瀆（讞）之」で結び、胡陽縣で出された二つの判決案が列擧され、最後に「瀆（讞）報」以下に回答が記されている。どこの機關が回答したのかは記されていないが、胡陽縣は南陽郡の屬縣であるから、南陽郡と考えられ

る。

四、第四類

案例一五がこれに該当する。案例一五には斷簡が多く、その内容には不明な部分も多い。ただし、その中に「它縣論」(第二四五簡正)という表現が見える。これは奏讞書や爲獄等狀四種に散見する文言であり、縣が讞を行うとき、その他の事項については縣で判決を下したという意味である。それゆえ、本件は「讞」という語こそ見えないものの、いずれかの縣が讞を行ったことを内容とする文書のごとくである。さらに、その後「臣信(?)」が判決案を提示し、皇帝がこれを裁可している。本件ではおそらく縣が郡、郡が廷尉へ讞を行い、廷尉が皇帝へ上奏して裁可を求めたのであろう。あるいは、ここでいう縣が内史に屬するものであったとすれば、縣が廷尉へ讞を行い、廷尉が皇帝へ上奏して裁可を求めたはずである。

第三節 奏讞書と爲獄等狀四種の作成地

以上の検討結果をまとめると、以下の表の通りになる。「判決」欄のうち、「○」は讞に対する回答など、事実上の最終的判決が記されているもの、「△」は判決案が一つに絞られているものの、最終的な判決は記されていないもの、「×」は二つの判決案が列挙されているのみ、あるいはそれさえ挙げられていないもの、「―」は斷簡・缺簡が多くて判断できないものを示す。

表一
奏讞書

羣		案 例		年 月 日		審 理 機 關		判 決	
一	高祖二年八月六日(讞・夷道)	夷道	↓南郡	↓廷尉	○	?	※1		
二	高祖二年八月三日(讞・江陵縣)	江陵縣	↓南郡	↓廷尉	×				
三	高祖二年八月四日(報・廷尉府)	胡縣		↓廷尉	○				
四	高祖二年二月九日(告・胡縣)	胡縣		↓廷尉	○				
五	高祖二年七月二十四日(讞・江陵縣)	江陵縣	↓南郡	↓廷尉	○				
六			↓漢中郡	↓廷尉	○				
七			↓北地郡	↓廷尉	○				
八			↓北地郡	↓廷尉	○				
九			↓蜀郡	↓廷尉	○				
一〇			↓蜀郡	↓廷尉	○				
一一			↓蜀郡	↓廷尉	○				
一二			↓河東郡	↓廷尉	○				
一三			↓河東郡	↓廷尉	○				
一四	高祖八年四月二日(謁以聞・南郡)	南郡		↓皇帝	△				
一五	高祖七年八月二日(言・江陵縣)	南郡		↓皇帝	△				
一六	高祖六年七月二日(劾・淮陽郡)	新鄭縣	↓淮陽郡?		△				
一七	秦王政二年十月六日 (再審理の判決・廷尉)	雍縣※2		↓廷尉	○				
一八	始皇二年八月甲午※3 (再審理の終了・南郡)	攸縣	↓南郡		△				
一九	春秋衛			史猷↓衛君	○				
二〇	春秋魯			柳下季↓魯君	○				
二一	高祖期	杜縣		↓廷尉	○	?	※4		
二二	秦王政六年八月一七日(咸陽・推薦)	咸陽縣			○				

※1 被疑者の罪が死罪にあたるため、最終的な判決でない可能性もある。
 ※2 乞鞫を行う前の原判決は雍縣で下されている。
 ※3 「九月」は「後九月」あるいは「十月・八月」の誤りとする説がある。「二年律令與奏讞書」三六六頁参照。
 ※4 廷尉府の回答については、後に廷史申によって誤りが指摘されたが、それに基づいて判決が改められたのか否かは記されていない。

表二 爲獄等狀四種

類	案例	年 月 日	審 理 機 關	判 決
一	一	秦王政二五年 七月一日(報・南郡)	州陵縣↓南郡	○
	二	秦王政二五年 六月二十四日(報・南郡)	州陵縣↓南郡	○
	三	秦王政二三年 四月 (讞・江陵縣)	江陵縣↓南郡※5	×
	四	秦王政二二年 二月二十六日(令・南郡)	江陵縣↓南郡※5	×
	五	秦王政二二年 二月三日(告・?縣)	?縣 ↓南郡?※6	×
	六	秦王政二二年 一月二十九日(劾・江陵縣)	江陵縣?↓南郡?※5・7	△
	七	秦王政一八年 八月二一日(告・?縣)	?縣 ↓?	×
	八	始皇 二八年 九月二十九日(論・?縣)	? ↓?	○?
	九	秦王政二〇年 一月一日(告・樸陽縣?)	樸陽縣? ↓廷尉?	○
	一〇	秦王政 元年 四月 (乞鞠・當陽縣)	當陽縣 ↓廷尉	○
二	一一		? ↓?	○
	一二		夏陽縣 ↓廷尉	○
	一三		? ↓?	-
三	秦王政二二年 八月 九日(讞・胡陽縣)	胡陽縣↓南陽郡	○	
四	始皇 二六年 九月 (?)	?縣 ↓廷尉?↓皇帝	○	

※5 「南郡」とは明記されていないが、江陵縣は南郡の屬縣なので、南郡に對して讞を行つてゐるはずである。

※6 案例五では讞を行った機關、これを受理した機關とも記されていない。しかし、「它縣論」という文言が見えるので、少なくとも

一者が逮捕され、いかなる罪にあたるかが問題となつてゐる。獄麓書院藏秦簡「二十七年質日」によると、ある者が始皇二七年(前二〇〇年)四月二八日に江陵を出立し、三日後の五月二日に盧谿で宿泊し、さらにその四日後の五月六日に州陵へ到着している。江陵と州陵は南郡に屬する縣であるから、その間に位置する盧谿も南郡の地にあつたと推測される。讞を行った縣も南郡に屬する縣の一つであつたのであろう。琴載元氏は州陵縣の可能性が高いとするが、あるいは當時「盧谿」という縣があり、この縣が讞を行つたとも考えられる。

※7 本件では罪に問われた暨という者の要請により、讞が行われている。「獄麓書院藏秦簡 參一四九頁は暨を案例三の「江陵丞暨、

案例四の「丞暨」と同一人物と推測している。暨は本件においてさまざまな官吏が犯した罪に連坐しているので、確かにその地位は縣丞にふさわしい。當時、縣丞などの長吏は部下の犯罪に連坐しなければならなかつた。本件には「它縣論」(第一〇六簡)とあるので、讞に先立つ原审は縣によつて行われたことは疑いないが、それが江陵縣であつたか否かは明らかでない。そもそも縣丞は治獄を職務の一つとし、縣内で發覺した事件を審理する側であつた。あるいは、江陵縣令が史などとともに審理を行つたのかも

れないが、他の縣が審理した可能性も否定できない。

それでは、奏讞書・爲獄等狀四種にはなぜ最終的判決が記されている案例と、そうでない案例が見えるのであろうか。

一、×・二つの判決案が列擧されているのみ、あるいはそれさえ擧げられていないもの

いずれも讞を内容とする案例にのみ見られる。まず、奏讞書案例二、爲獄等狀四種案例五・七では、郡あるいは縣で出された二つの判決案を列擧したところで記述が終わっており、讞に對する回答が記されていない。假に奏讞書・爲獄等狀四種が書籍として編纂され、司法を職務とする機關・官吏へ配布されたものとするれば、これらの案例ではどちらの判決案を採用すべきなのが示されていないので、官吏は司法實務の參考とするうえで戸惑ったことであろう。さらに、爲獄等狀四種案例三・四のように、讞に對する回答どころか、二つの判決案さえ記されていない案例に至っては、實務の參考とするうえでなお役に立つまい。よって、わざわざこのような案例を書籍に採録し、全國へ配布したとは考えがたい。

讞に對する回答が記されていない案例は、回答がまだ出されていないときに記されたものとか考えられない。回答が記されていない文書は、讞を行った側と、それを受理した側が持っていたはずである。例えば、郡でいかなる判決を下すべきか判断がつかなかった場合、廷尉に對して讞が行われるが、その際には郡から廷尉に對して讞の内容を記した文書が送られる。その文書には當然廷尉の回答は記されていない。また、郡でも廷尉へ送った文書の副本が作成されたはずであるが、廷尉からの回答が戻ってくるまでは、それらの文書に廷尉の回答が記されることはもちろんありえない。

奏讞書案例二では江陵縣が南郡に對して讞を行い、さらに南郡が廷尉に對して讞を行っているが、案例二のごとく南郡で出された二つの判決案を最後として記述が終わっており、廷尉の回答が記されていない文書は、南郡か廷尉にしか存在しえなかつたはずである。しかし、張家山漢簡が湖北省荊州市、すなわち當時の江陵縣で出土していることからすると、

案例二は廷尉ではなく南郡で作成された文書である可能性が極めて高い。當時、南郡の治所は江陵縣に置かれていた。南郡が廷尉に對して讞を行うとき、讞の内容を記した文書を送るが、送った後もどのような讞を行ったのかを確認するため、副本も作成したはずである。さらに、郡内の關聯各部門や官吏も、廷尉へ送る前の正本あるいは副本を書寫するか、その要旨を作成するかして、廷尉から回答が送られてくるのに備えたと考えられる。奏讞書は墓に埋葬されているため、案例二は南郡府で公式に作成された副本や要旨そのものとは考えがたいが、案例二に何らかの形で携わった南郡の官吏が、實務の必要に應じて作成したものか、あるいはそれをさらに別の者が書寫したものであろう。

爲獄等狀四種のうち、案例七では讞を行った機關、讞を受けた機關ともに不明であるが、案例三・四ではいずれも江陵縣が南郡に對して讞を行っており、また案例五でも南郡に所屬する某縣が南郡に對して讞を行ったと推測される。これらの場合、讞に對する回答が記されていない文書は、南郡か江陵縣及び某縣（案例五）にしか存在しえなかつたはずであるが、案例三・五はこれらの縣でそれぞれ作成されたのではなく、南郡で作成されたものと考えられる。というのも、第一類に屬する各案例は、讞を行った縣こそそれぞれ異なるものの、案例七を除けば、いずれも南郡で審理が行われたか、あるいは南郡で審理が行われたと推定されるという點で共通しているからである。かくも南郡で審理された案例が集中しているのは、偶然とは考えがたい。それゆえ、第一類は南郡が屬縣から受けとった讞文書の正本あるいは副本・要旨などを基に作成されたものか、屬縣に對して送った回答の正本・副本・要旨などを基に作成されたものか、あるいはさらにそれらを書寫したものと考えられる。

曹旅寧氏は、嶽麓書院藏秦簡に含まれている文書の内容が睡虎地第一一號墓、同第七七號墓、張家山第二四七號墓、同三三號墓などと似ていること、及び嶽麓書院藏秦簡の中に郡守府で用いられるべき律令が見えることから、嶽麓書院藏秦簡が埋葬されていた墓は、南郡郡守府で職務に従事していた小吏のものであったと推測している。⁽⁴²⁾ 氏の推測は、嶽麓書院藏秦簡に含まれている全ての文書が同一の墓から出土したことを前提としているように見受けられるが、先述の通り同一

の墓から出土したか否かはわかっていない。しかし、嶽麓書院藏秦簡には他にも被葬者が南郡の官吏であったことを窺わせる記述が見える。すなわち、「三十四年質日」では始皇三四年（前二三年）における全日の干支が列擧され、各干支の下にその日の書き手個人や關係者に關する出來事が簡潔に記入されている。内容は官吏の職務に關する事項がほとんどであるが、公式文書ではなく、ある官吏が私的にその日の出來事を記したものと考えられる。⁽⁴³⁾ その中に、⁽⁴⁴⁾

〔四月〕 壬寅。公子死。（第七簡正）

〔四月〕 庚申。江陵公歸。（第二五簡正）

〔五月〕 辛巳。監公亡。（第四六簡正）

〔四月〕 壬寅。公の子死す。

〔四月〕 庚申。江陵公歸る。

〔五月〕 辛巳。監公亡す。）

という記述が見える。「江陵公」とは江陵縣令を指すのであろう。⁽⁴⁵⁾ 一方、「監公」は監御史を指すと解される。⁽⁴⁶⁾ 監御史とは各郡に置かれ、郡に對する監察を司る吏である。「江陵公」には「江陵」という地名が附されているが、「監公」と「公」には附されていない。「公」は郡に置かれた吏である監公と同じく地名が附されていないことからすると、郡吏であったと考えられる。そして、江陵縣令が江陵公と呼ばれていることからすると、「公」も郡の最高責任者、つまり郡守を指すと解される。

監公と公に地名が附されていないのは、本文書の記録者にとっては、みずからが所屬する行政機關の監公・公であり、自明の理であったからであろう。それゆえ、三十四年質日の記録者は監公・公と同じ郡に所屬していたことになる。一方、江陵縣令については「江陵公」というように、縣名を附して呼んでいるのは、三十四年質日の記録者本人が江陵縣に所屬する吏ではなかったことを示している。そして、三十四年質日ではこの江陵公が「歸」ってきたと記されているので、記

録者は普段江陵縣にいたことになる。江陵縣は南郡に所屬し、しかも南郡の治所が置かれていた。ということ、記録者は南郡の官吏であつたはずである。それゆえ、もし三十四年質日と爲獄等狀四種第一類が同一の墓から出土したとすれば、第一類は南郡に存在した文書を基にしている可能性が高い。嶽麓書院藏秦簡の出土地點は不明であるが、少なくとも爲獄等狀四種第一類は當時でいう南郡の治所が置かれていた江陵縣、つまり張家山漢簡と同じく現在の湖北省荊州市で出土したと推測される。

二、△・判決案が一つに絞られているものの、最終的な判決は記されていないもの

これらも×と同様、最終的判決がまだ出ていないときに作成された文書が基になっていると考えられる。例えば、奏讞書案例一八では、南郡の卒史が一つの判決案を出しているが、最終的にいかなる判決が下されたのか記されていない。案例一八は卒史が作成した文書の正本あるいは副本・要旨などを基にしたものであろう。

ただし、△は意見が一つに絞られているという點で×と異なっている。確かに文書としては不完全であるものの、×と異なり、司法實務のうえではある程度参考となりうる。例えば、先述の通り奏讞書案例一六では新鄆縣が審理を行い、一つの判決案を作成し、これを上級機關へ送り、回答を求めている。上級機關の回答こそ記されていないものの、少なくとも新鄆縣は一つの判断を出したのであるから、他の機關・官吏にとつても司法實務の参考となる面があつたに違いない。それゆえ、△は司法實務の参考に供するため、國家によって配布されたものという可能性も否定できない。特に案例一六の場合、その後新鄆縣の意見がそのまま裁可されたとすれば、上級機關による回答を書き加えずに、そのまま配布したということも考えられる。

それゆえ、これらの案例の來歴については二つの可能性が考えられる。まず一つは、×と同様、官吏が實務の必要に応じて作成したものか、それを別の者が書寫したものと、いう可能性である。そしてもう一つは、司法實務の参考に供するた

め、國家によって配布されたものという可能性である。

思うに、△の案例の中には前者に屬するものもあれば、後者に屬するものもあつたのではなからうか。△に該當する案例は奏獻書案例一四・一六・一八と爲獄等狀四種案例六であるが、奏獻書案例一六を除けば全て南郡で審理が行われている。先述のように、奏獻書には案例二のごとく南郡か廷尉でしか接しえない文書が含まれており、しかも奏獻書は當時でいう南郡で出土している。爲獄等狀四種第一類も南郡で作成された可能性が高く、しかも南郡で出土した可能性もある。それゆえ、奏獻書案例一四・一五・一八と爲獄等狀四種案例六は×と同様、南郡の官吏が實務の必要に應じて作成したのか、それを書寫したものと推測される。

一方、奏獻書案例一六では新郡縣で審理が行われた後、その判決案が上級機關（淮陽郡か？）へ送られており、奏獻書の出土地である南郡とは全く關係がない。南郡の官吏が何らかの形で本件に携わつたとは考えがたく、本件について實務で作成された文書に接する機會はなかつたに違いない。それゆえ、案例一六は南郡の官吏が實務の必要に應じて作成したのではなく、司法實務の參考に供するため、國家によって配布されたものが基となつてゐるのではなからうか。

三、○…事實上の最終的判決が記されているもの

最終的判決が記されている案例は、司法實務の參考になりうる。それゆえ、これらは司法實務の參考に供するため、全國へ配布されたものとも解しうる。特に、奏獻書の第二羣（案例六・一三）は他の案例に比べて簡略化されており、しかもほぼ同じ書式で記されている。これは何らかの編集を経ていることを窺わせる。あるいは、廷尉が全國へ配布するにあたり、編纂した痕跡かもしれない。

しかし、その一方で△の場合と同様、○には南郡で審理された案例も見られる。奏獻書及び爲獄等狀四種第一類がいずれも南郡で作成されたと見られることからすると、○のうち南郡で審理がなされている案例は、廷尉が全國へ配布したも

のではなく、南郡の官吏が実務の必要に応じて作成したものか、さらにそれを書寫したものと推測される。例えば、奏讞書案例一では夷道が南郡へ讞を行い、さらに南郡が廷尉へ讞を行つてゐるが、廷尉による回答が記されている。案例一は南郡が廷尉から回答を受けとつて以降に記されたものか、あるいはまだ回答が出されていないときに回答以外の部分で記され、回答が出されて以降に回答だけが書き加えられたものと考えられる。

ちなみに、奏讞書の第二羣では南郡の案例が一つとして見えない。この點も第二羣が南郡における実務の中で作成されたのではないことを示している。

ただし、○のうち南郡以外で審理がなされたものの全てが、司法実務の参考として配布されたわけではなからう。奏讞書案例一九・二〇は春秋時代のものと思われる案例であるが、第一節で述べた通り、これらは説話に類するものであつて、司法実務に直接参考となるようなものではない。これらは國家によつて配布されたものではなく、當時流布していた説話を何者かが個人的關心から書寫し、他の案例とともに編綴したと考えられる。

また、先述の通り奏讞書案例二二及び爲獄等狀四種案例九・一〇は、いずれもある事件の捜査で活躍した獄史を卒史に任命するよう推薦した文書である。爲獄等狀四種案例九ではどこが審理を行つたのか不明であるが、その他ではいずれも南郡以外で審理されている。これらの案例では犯人に對して具體的にいかなる判決が下されたのか明記されているものの、内容は獄史がいかなる捜査活動を経て難事件を解決したかが中心であつて、判決例としての性格を有するものではない。これらはおそらく國家が官吏の捜査活動を奨励し、かつ捜査活動の参考に供するために配布したものと考えられる。

以上、推測による部分も多いが、奏讞書・爲獄等狀四種に含まれている案例は、①朝廷が配布したものの、②南郡で作成されたもの、③個人的關心から書寫されたもの、という三種類の文書に由來することがわかる。つまり、奏讞書、及

び爲獄等狀四種のうち少なくとも第二類は、由來の異なる數種の文書が一卷の冊書として綴り合わされていることになる。そこで、次章では奏讞書・爲獄等狀四種の編綴の問題について検討したい。

第二章 奏讞書と爲獄等狀四種の編綴過程

前章表一・二の「年月日」欄には、各案例に一つあるいは複數記されている年月日のうち、最も新しいものを擧げた。年月日下の括弧内に示したのは、その年月日に行われた手續である。これによると、奏讞書案例一〜五及び案例一四〜一六、爲獄等狀四種案例一〜七及び案例八〜一一では、年月日が記されていない爲獄等狀四種案例九を除けば、おおむね年月日順に新しい案例から古い案例へ向かつて排列されていることがわかる（ちなみに、當時は一〇月を歲首としていたので、例えば爲獄等狀四種の案例五（二月）は案例四（二月）よりも前にあたる）。

もつとも、奏讞書案例四・一六及び爲獄等狀四種案例四・五・八では「十二月壬申」などのごとく、月日しか記されておらず、何年のことなのか明記されていない。これらの年代は逆に前後の案例が年月日順に新しい方から古い方へ向かつて排列されていること、及び干支から推定したものである。⁽⁴⁷⁾

ちなみに、奏讞書案例四と五はいずれも高祖一〇年の案例であるが、案例四は二月九日、案例五は七月二四日であり、後者の方が新しい（一〇月歲首のため）。しかし、案例五の七月二四日は讞がなされた日であるのに對し、案例四の二月九日はその事件の告發が行われた日である。それゆえ、案例四において讞が行われたのは、七月二四日より後であった可能性も否定できない。いずれにせよ、奏讞書案例一〜五及び案例一四〜一六、爲獄等狀四種案例一〜七及び案例八〜一一はおおむね年代順に新しい方から古い方へ向かつて排列されていることに變わりはない。

それでは、なぜ新しい方から古い方へ向かつて排列されているのであろうか。爲獄等狀四種の方から見ると、まず案例一〜七は第一類の全てなので、第一類はその全體がおおむね新しい方から古い方へ向かつて排列されていることになる。

一方、案例八〇一一は第二類に屬する。第二類には他にも案例一二・一三があり、これらはいずれも年代がわからないが、案例八〇一一が新しい方から古い方へ向かつて排列されていることからすると、これらも同様であったのかもしれない。もしその通りとすれば、第二類も第一類と同じく、その全體が新しい方から古い方へ向かつて排列されていたことになる。爲獄等狀四種の第一類・第二類はいずれも末尾の簡を中心として、字が記されている面を内側にして卷かれている。つまり、先頭の簡から開いて閲覽するようになってゐる。第一類、そしてあるいは第二類も最新の案例が先頭に排列されているので、最新の案例から閲覽することになる。それというのも、司法實務の上ではおそらく新しい案例の方がより参照する機会が多く、先頭に排列した方が閲覽する際に便利であつたためではないであらうか。逆に最古の案例から排列されていたとすると、最新の案例を見るためには、冊書を最後まで開かないと讀めなくなってしまう。

もつとも、最新の案例を末尾に排列したとしても、先頭の簡から巻くようにすれば、末尾から開いてすぐ閲覽することができる。しかし、末尾から開いた場合、先頭から開くの 비해、目當ての案例を探しにくいという不便な點がある。爲獄等狀四種では各案例の冒頭におおむね圈點が記されており、それらの圈點は他の簡よりも一字分上へ突き出ている。閲覽の際にはこれを目印として目當ての案例を探せばよいようになってゐる。しかも、先頭の簡にはその圈點に續いて、讞を行つた年月日、讞を行つた機關・官吏など、案例として最も基本的な情報が記されている。これらを探すためには、末尾よりも先頭から閲覽した方が便利であらう。

先述の通り富谷至氏は、ファイル簡は先頭の簡を中心として卷かれ、新たな簡を冊書の末尾に順次付け加えることが想定されており、奏讞書もこのファイル簡に屬するものであつたと解している。しかし、少なくとも爲獄等狀四種第一類・第二類は以上のことからすると、新しい案例が出るたびに、それを冊書の末尾ではなく、むしろ逆に先頭に付け加えていったのではないかと推測される。例えば、第一類の場合、まず最初に秦王政一八年の案例七があつた。この時點ではもちろんこの案例七が冊書の先頭にあつたが、その後秦王政二一年に案例六が出て、案例七の右側に付け加えられ、案例六

が先頭となる。以後、秦王政二五年に至るまで、案例一までが付け加えられていった。

次に、奏讞書を見ると、確かに案例一～五ではおおむね年代順に新しい方から古い方へ向かって排列されているが、案例六～一三では年月日が一切記されていない。そして案例一四～一六では再び年月日が現われ、新しい方から古い方へ向かって排列されているが、案例一七以降は秦王政二年、始皇二八年、春秋衛、春秋魯、高祖期、秦王政六年というように、排列に明確な法則が見られなくなる。

また、奏讞書は爲獄等狀四種第一類・第二類と異なり、先述のように先頭の簡を中心として巻かれている。これが單なる巻き間違えでないことは、末尾の簡の背面に「奏讞（讞）書」という標題が記されていることから明らかである。先頭の簡を中心として巻くと、末尾の簡の背面が最も外側に位置し、「奏讞書」という標題が見えることになる。しかし、この巻き方だと、末尾から開いて閲覽することになる。最新の案例を閲覽するには、先頭まで開かないと見ることができず、目當ての案例を探すにも不便である。

それでは、以上の二つの問題はどのように理解すべきであろうか。思うに、實は奏讞書も爲獄等狀四種と同様、本來數卷の冊書として編まれ、後に一卷の冊書として綴合されたのではないであろうか。もしその通りとすれば、第一羣（案例一～五）と第二羣（案例六～一三）は本來それぞれ一卷の冊書として編まれていたと推測される。先述の通り、第一羣と第二羣の書式はそれぞれ劃一的であるためである。これらの冊書では爲獄等狀四種と同様、閲覽の便のため、それぞれ末尾の簡を中心として巻かれていたのではないであろうか。第三羣（案例一四以降）は書式も内容もさまざまなので、いくつかの巻に編まれていたか、あるいは全ての案例が一卷ずつ冊書として編まれていたのかもしれない。案例一～五では年代順に排列されているのに、案例六～一三では年代が記されておらず、また案例一四～一六では年代順に排列され、案例一七以降は必ずしも年代順に排列されていないというのは、以上のような事情によるものではあるまいか。

爲獄等狀四種は全部で四卷の冊書から成る。奏讞書は爲獄等狀四種のような複数の冊書を一卷に綴合したものでなからうか。もしその通りとすれば、爲獄等狀四種は逆に一卷に綴合される前の形態を留めていることになる。

ちなみに、先述の通り、爲獄等狀四種では第三類だけ先頭の簡を中心として巻かれている。第三類は案例一四のみであるが、これを閲覽するにはいずれにせよ全部開かなければならず、それゆえ先頭と末尾のいずれから巻いても構わなかったであろう。

以上のように、新しい案例が出るたびに、徐々に附け加えられていったという理解からすると、讞に對する回答など、最終的判決がまだ出ていないときに附け加えた場合、その後最終的判決が出たとしても、それを書き加えたり、新たな簡を挿入するのはかなり面倒であったと思われる。簡を結びつけている紐をほどいて、また編み直さなければならぬからである。奏讞書・爲獄等狀四種に最終的判決が記されていないのは、このような奏讞書・爲獄等狀四種の形成過程にも一因があったと考えられる。

奏讞書は新しい案例をこれ以上追加する必要がなくなったときに、一卷の冊書として編綴されたのではなからうか。張家山第二四七號墓に副葬されていた「曆譜」によると、被葬者は恵帝元年（前一九四年）六月に病により退職している（第一〇簡）。奏讞書が被葬者によって生前使用されていたものとすれば、次のように理解することができる。すなわち、奏讞書はもともと彼が南郡の官吏を務めていたとき、司法實務のため實際に使っていたもので、そのときには第一羣・第二羣及び第三羣以下というように、何巻もの冊書にわかれていた。しかし、退職後は新しい案例を追加する必要がなくなったので、これらを一卷の冊書として結びつけ、記念としてとっておいた、と。實際、奏讞書に含まれている案例は、彼が退職した恵帝元年よりも前のものに限られる。彼が退職した後は、もはや實務の際に参照するわけではないので、最新の案例を優先的に閲覽する必要はなくなっている。それゆえ、奏讞書を一卷の冊書として編綴する際、巻き方を逆にしても問題なかったのではなからうか。

もちろん、他にもさまざまな可能性が考えられる。例えば、被葬者が死亡した後、生前使用していた数巻の冊書その遺族などが副葬するにあたり、一巻の冊書としてまとめたという可能性もありえる。また、奏讞書が被葬者によって使用されていたものではなく、遺族などが副葬品として作成した可能性も考えられる。その場合、被葬者以外の官吏が持っていたものを書寫したと考えられるが、その原本は既に一巻の冊書として編綴されていた可能性もあれば、あるいは遺族などが数巻の冊書を書寫した後、一巻の冊書に編綴した可能性もある。以上のように、奏讞書が副葬品として編綴されたのであれば、先頭と末尾のいずれから開いて閲覽するかは、なおのこと問題とされなかったであろう。

結 語

以上で見てきた通り、奏讞書・爲獄等狀四種の中には、最終的判決が記されていない事例も含まれている。例えば、爲獄等狀四種第一類の場合、最新の事例は秦王政二五年の事例一・二であるが、そのとき秦王政一八年～二三年の事例三～七の回答は既に出されていたはずである。にもかかわらず、事例三～七では回答が記されていない。つまり、少なくともこれらの事例については、回答が出されてもそれを書き加えずに放置したということになる。

回答が記されていない事例は、國家が司法實務の参考に供するため配布したのではなく、官吏が實務の必要に応じて作成したものと考えられる。しかし、その文書としての性格は、官署で記録として保管したり、複数の官吏の間で閲覽されるものではなく、私的な覚え書きのようなものであったのではなからうか。それゆえにこそ、必ずしも讞に対する回答を書き加えなくても、問題なかったのではあるまいか。また、例えば奏讞書第一羣では實務の必要に応じて作成されたものと、司法實務の参考として配布されたものとが混在している。このような混在も第一羣という冊書が官吏の私物としての性格を持っていたためと考えられる。奏讞書・爲獄等狀四種そのものは、被葬者が生前使用していたものか、それとも他の官吏が所持していたものを遺族などが書寫して副葬品としたものかは明らかでないが、假に前者としても、それは奏

讞書・爲獄等狀四種が官吏の私物としての性格を持つていたからこそ、墓に埋葬することができたのであろう。

註

- (1) 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕』（文物出版社、二〇〇一年）「前言」など参照。
- (2) 陳松長「嶽麓書院所藏秦簡綜述」〔『文物』二〇〇九年第三期〕参照。
- (3) 朱漢民・陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡 參』（上海辭書出版社、二〇一三年）「前言」参照。
- (4) 註(2)参照。
- (5) 『嶽麓書院藏秦簡 參』三三七～三四三頁参照。
- (6) 爲獄等狀四種の中には、簡の背面に左右反轉した文字が見えるものがあり、『嶽麓書院藏秦簡 參』ではこれらの文字を「反印文」と呼んでいる。孫沛陽氏によると、これらの文字は各簡背面に位置する簡の文字が埋葬中に寫つたわけではなく、相互に貼りついた簡が出土後に剝されたとき、簡表面の纖維や墨跡が他の簡の背面に残つたものという。陶安『嶽麓秦簡復原研究』（上海古籍出版社、二〇一六年）六頁参照。
- (7) 『嶽麓書院藏秦簡 參』三五七・三五八頁の「卷冊復原示意圖」を見ると、第一類・第二類ではいずれも末尾の簡を中心として巻かれていることがわかる。一方、第三類・第四類については「卷冊復原示意圖」がないが、同書三四四～三五五頁の「卷冊結構表」及び陶安「嶽麓秦簡復原研究」三五六頁の「第四類卷冊結構表」によると、第三類では簡番號上前の簡が後の簡よりも巻の内側に排列されており、第四類ではそれが逆になっている。それゆえ、第三類は先頭の簡、第四類では末尾の簡を中心として巻かれていたことが知られる。
- ちなみに、『嶽麓書院藏秦簡 參』の刊行後、陶安『嶽麓秦簡復原研究』が刊行され、その中では爲獄等狀四種の簡番號・排列・釋文などが修訂されている。それゆえ、「卷冊結構表」・「卷冊復原示意圖」で示されている簡の排列にはやや修訂を要する点もある。それらの修訂部分は、第一類～第三類が先頭の簡と末尾の簡のいずれから巻かれていたかを知るうえで影響ないが、第四類では末尾の排列に大幅な變更があるので、第四類については『嶽麓秦簡復原研究』の「第四類卷冊結構表」を参照されたい。
- (8) 糴山明『中國古代訴訟制度の研究』（京都大學學術出版會、二〇〇六年）二七八頁参照。
- (9) 廣瀨薫雄『秦漢律令研究』（汲古書院、二〇一〇年）二四五・二四六頁参照。
- (10) 富谷至『秦漢刑罰制度の研究』（同朋舎、一九九八年）五一～六頁参照。

- (11) 小嶋茂稔「讀江陵張家山出土『奏讞書』劄記」(『アジア・アフリカ歴史社會研究』第二號、一九九七年) 參照。
- (12) 小嶋氏は第一羣の内容を「南郡の屬縣(夷道・江陵・胡)から、中央の廷尉への奏讞」と解している。しかし、胡は南郡ではなく内史の屬縣である。
- (13) 奏讞書の簡番號・釋文は彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令與奏讞書』(上海古籍出版社、二〇〇七年) によった。
- (14) 奏讞書に見える「廷報」・「廷以聞」の「廷」が何を指すかをめぐっては諸説あるが、廷尉を指すとする蔡萬進氏の説が最も説得力があるように思われる。『張家山漢簡『奏讞書』研究』(廣西師範大學出版社、二〇〇六年) 一五二・一五三頁參照。
- (15) 汪桂海『漢代官文書制度』(廣西教育出版社、一九九九年) 八八頁參照。
- (16) 本簡の簡番號・釋文は湖南省文物考古研究所編『里耶發掘報告』(嶽麓書社、二〇〇七年) 一八七頁によった。
- (17) 陶安あと「試探〈斷獄〉、〈聽訟〉與〈訴訟〉之別——以漢代文書資料爲中心」(張中秋編『理性與智慧・中國法律傳統再探討——中國法律史學會二〇〇七年國際學術研討會文集』中國政法大學出版社、二〇〇八年) 參照。
- (18) 二年律令「興律」に「縣道官所治死罪及過失・戲而殺人・獄已具、勿庸論、上獄屬所二千石官。二千石官令母害都吏復案、問(聞)二千石官。二千石官丞謹掾、當論、乃告縣道官以從事」(第三九六簡・三九七簡) とある。
- (19) 森谷一樹「二年律令」にみえる内史について(「富谷至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年) 參照。
- (20) ここでいう「不害」が「公上不害」を指すことは、彭浩『談『奏讞書』中的西漢案例』(『文物』一九九三年第八期) 參照。
- (21) 『嶽麓書院藏秦簡 參』一一一頁參照。
- (22) 奏讞書では本件の他、案例五・一四でも皇帝への上奏が行われており、また後述する通り案例一五でも皇帝への上奏が行われた可能性がある。これらの案例はいずれも被疑者が官吏であるという點で共通している。あるいは、漢初では官吏の罪を裁く場合、廷尉府でも判決を下す権限がなく、皇帝へ裁可を求める必要があったのかもしれない。ただし、案例九・一三では官吏が犯した罪につき、郡守が廷尉に對して讞を行い、廷尉が回答を示すのみであり、皇帝への上奏に關する記述は見えない。それゆえ、全ての官吏の犯罪が皇帝の裁可を必要としていたわけではなく、さらに何らかの事由があつて初めて皇帝の裁可を必要としていたのかもしれない。
- (23) 池田雄一氏は「廷以聞」以下を「●廷尉から皇帝に上聞した上での判決では、「中略」とされました」、學習院大學漢簡研究會は「廷が天子におうかがいしたところ、「中略」と言うことであつた」と譯しており、やはり皇帝によつて裁可された内容を記したものと解していることである。池田雄一編『奏讞書——中國古代の裁判記録

——」(刀水書房、二〇〇二年)六九頁、學習院大學漢簡研究會「漢初地方事件九編——江陵張家山漢簡『奏讞書』を読む——」(『中國出土資料研究』第六號、二〇〇二年)参照。

- (24) 奏讞書案例一四では「南郡守敢言之、上奏七牒、謁以聞」(第六八簡)とあり、南郡は何らかの機關あるいは官吏へ文書を送り、それを皇帝へ上奏するよう求めており、皇帝へ直接上奏したわけではない。この上奏は司法を内容とするものであるから、あるいは南郡は廷尉府に對して文書を送り、それを皇帝へ上奏するよう求めたとも解しうる。しかし、後述する通り本件では、南郡は何らかの機關・官吏に對し、讞に對する回答や再審理を求めたわけではなく、單に皇帝への上奏を求めたに過ぎない。このような場合にも廷尉府を介して行わなければならないかという疑問もある。

- (25) 宮宅潔「劾」をめぐって——中國古代訴訟制度の展開——」(同氏『中國古代刑制史の研究』京都大學學術出版會、二〇一一年。二〇〇一年原載)参照。

- (26) 『二年律令與奏讞書』三三三頁参照。

- (27) 二年律令「具律」に「罪人獄已決、自以罪不當、欲乞道官令・長・丞謹聽、書其气(乞)鞠、上獄屬所二千石官、二千石官令都吏覆之」(第一四簡～一六簡)とある。

- (28) 拙稿「秦漢時期承擔覆獄的機關與官吏」(武漢大學簡帛研究中心編『簡帛』第七輯、上海古籍出版社、二〇一二

年)参照。

- (29) 拙稿「秦漢時期承擔覆獄的機關與官吏」参照。

- (30) 「已論、孔完爲城旦」(第二二四簡)とある。「孔」は本件における犯人の名である。

- (31) 爲獄等狀四種の簡番號・釋文は『嶽麓書院藏秦簡 參』によった。

- (32) 『嶽麓書院藏秦簡 參』によると、案例六冒頭の簡は缺簡で、第一〇四簡背面の反印文により「……暨自言曰、鞠(？)……□□□□……□□□□……暨(？)□□□□……」と復元できるといふ。しかし、その後「一五はこの缺簡であることが明らかになった。J一五には「●囹瀾(讞)□、□暨自言曰、邦尉下(？)□更(？)戍令(？)、□誤(？)弗傳邦候。女子蓄馬一匹、買(賣)卿(鄉)遣」と記されている(冒頭の圈點は筆者が補った)。陶安『嶽麓秦簡復原研究』三三五～三三七頁参照。

- (33) 案例九に「已(已)論磔同・顯」(第一四七簡正)、一〇

- (34) 「……人、日夜謙(廉)求樸陽及它縣」(第一五六簡正)とあり、捜査にあたった者は樸陽及びその他の縣で犯人を捜している。それゆえ、事件が発生したのは樸陽縣のごとくである。

- (35) 本件では「廷」・「廷史」によって再審理が行われ、判決が下されている。『嶽麓書院藏秦簡 參』二〇二頁はこゝでいう「廷」について、「廷尉」を指すとする解釋と、「縣廷」を指すとする解釋の二つを可能性として挙げている。

しかし、乞鞠による再審理は郡あるいは廷尉が行うべきものであるから、縣廷を指すとは考えがたい。また、「廷史」は奏讞書案例二二において、廷尉府の屬吏として見える。よって、本件でいう「廷」は廷尉を指すと解するべきであろう。

- (36) 「●鬲陽嗇夫（中略）其馭（繫）得之城旦六歲、備前十二歲馭（繫）日」（第一八六簡～一八八簡）とある。

(37) 得之が當陽縣へ送還されたのは、當陽縣で服役するためと考えられる。奏讞書案例一七においても、汧縣の樂人講は雍縣で黥城旦の判決を受けた後、汧縣で服役させられている。あるいは、當時は刑徒を原住地で服役させるといふ原則があつたのかもしれない。講は逮捕されるまで汧縣に居住していた。得之も逮捕されるまで當陽縣に居住していたのであろう。

- (38) 「●謂魏（魏）嗇夫（中略）田馭（繫）子縣（第二〇六簡）とある。

(39) 漢代でいう「魏縣」は現在の河北省大名縣西南に位置する。戰國時代、そのやや西に位置する鄴や邯鄲は、魏や趙の支配下にあつたが、それぞれ秦王政一一年（前二三六年）及び同一九年（前二二八年）に秦によつて占領されている。それゆえ、この地もほぼ同じ頃秦の支配下に入つたのであろう。案例一二には紀年が記されていないが、後述するように第二類では、新しい案例から古い案例へ向かつて排列されていくとくである。案例一一は秦王政元年の案例であるから、その次に排列されている案例一二は、そ

れ以前の案例であつたと推定されるが、當時この地はまだ秦の支配下になかつた。それゆえ、ここでいう魏縣は、漢代とは別の地を指すのではなからうか。

- (40) 『嶽麓書院藏秦簡 參』の釋文では「……」□□馭（繫）。它縣論。【……】（第二四五簡正）で案例一五の記述が終わっているが、陶安『嶽麓秦簡復原研究』三四九～三五六頁ではこの後に「□□臣信（？）請、取得（？）□……皆致濃焉。有（又）取卒畏奐取（最）先去・先者次（？）十二人、完以爲城旦・鬼薪。有（又）取其次（？）十四人、耐以爲隸臣。其餘皆奪爵以爲士五（伍）。其故上造以上、有（又）令戍四歲、公士六歲、公卒以下八歲。□……臣昧死請。●制曰、可」（第二四三～三三簡、第二四四簡、第二四四～一二簡、第二四四～一三簡）という記述が續くと解している。従うべきであろう。

- (41) 琴載元「秦代南郡編戶民籍的秦、楚身份認同問題」（楊振紅・鄧文玲主編『簡帛研究二〇一五』秋冬卷（廣西師範大學出版社、二〇一五年）參照。

- (42) 曹旅寧『秦漢魏晉法制探微』（人民出版社、二〇一三年）九九頁參照。

- (43) 蘇俊林「嶽麓秦簡《質日》篇的研究」（陳松長等『嶽麓書院藏秦簡的整理與研究』中西書局、二〇一四年）參照。

- (44) 三十四年質日の簡番號・釋文は朱漢民・陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡 壹』（上海辭書出版社、二〇一〇年）に よつた。

- (45) 『嶽麓書院藏秦簡 壹』七五頁參照。

(46) 『嶽麓書院藏秦簡 壹』八三頁參照。

(47) 李學勤『秦獻書』初論(同氏『簡帛佚籍與學術史』江

西教育出版社、二〇〇一年。一九九三年原載)、『嶽麓書院藏秦簡 參』一三八頁、一四三頁、一七七頁參照。

〔附記〕 本稿は二〇一五年一〇月一四日に中央學院大學第九回法學部研究發表會にて行つた研究報告に基づくものである。

**THE FORMATION OF THE *ZOUYANSHU* EXCAVATED
AT ZHANGJIASHAN AND THE *WEIYUDENGZHUANG SIZHONG* OF
THE YUELU ACADEMY**

MIZUMA Daisuke

Both the *Zouyanshu* 奏讞書 written on Han bamboo slips excavated at Zhangjiashan 張家山 and the *Weiyudengzhuang sizhong* 爲獄等狀四種 written on Qin bamboo and wooden slips held at the Yuelu Academy 嶽麓書院 contain records of criminal trials, however, some of the trials, which became legal precedents, do not conclude with the final judgments. Cases 1 to 5 and 14 to 16 of the *Zouyanshu*, and 1 to 7 and 8 to 11 of the *Weiyudengzhuang sizhong*, were arranged in chronological order from the newest to oldest. With the previous two issues in mind, this paper attempts to make clear the formation processes of the *Zouyanshu* and the *Weiyudengzhuang sizhong*. The author reached the following conclusions from this examination.

Firstly, the cases tried by the Nan Commandery 南郡 in the *Zouyanshu* and the *Weiyudengzhuang sizhong* were the documents that the officials of the Nan Commandery drew up as the need arose in the course of its operations; but in contrast, documents related to the cases unrelated to the Nan Commandery were distributed by the central state to the whole country for reference in judicial practice.

Secondly, two categories of documents: type 1 (cases 1 to 7) and type 2 (cases 8 to 13) of the *Weiyudengzhuang sizhong* were rolled around the last bamboo slip, and each time a new precedent was created, the case was added to the head of the scroll. Because the newer precedents were more frequently referred to in judicial practice, the arrangement placing them at the beginning was convenient for viewing. On the other hand, the *Zouyanshu* was originally made up of group 1 (cases 1 to 5), group 2 (cases 6 to 13) and several other scrolls. At least in regard to the contents of group 1, they were rolled around the final slip at the center, and each time a new legal precedent was made, the case was added to the beginning of scroll. However, after the tomb owner (who is thought to have been an official of the Nan Commandery) retired or died, the several scrolls he used while in office were bound into one scroll, or a person such as a surviving members of the family copied the several scrolls the deceased official possessed, and bound them into one scroll. At that time the *Zouyanshu* was rolled around the latest slip because there

was no longer any need to refer to it in judicial practice.

A CONSIDERATION OF THE NORTHERN WEI DYNASTY THROUGH THE ACHIEVEMENTS OF ZHEN CHEN 甄琛

IKEDA Yukiya

Zhen Chen lived during the Northern Wei dynasty, and his biography appears in the 68th volume of the *Weishu* 魏書. Reading his biography, we find clues to understand problems faced by the Northern Wei dynasty, especially after the transfer of the capital to Luoyang 洛陽 by Emperor Xiaowen 孝文, and this paper examines the circumstances of the Northern Wei dynasty through an examination of the achievements of Zhen Chen.

The paper addresses four points. The first is an elucidation of the actual political situation in the reign of Emperor Xuanwu 宣武. The second is a consideration of the relationship between *Zhoudazhongzheng* 州大中正 and the stratification of society created by *Xingzuxiangding* 姓族詳定. The third is an enumeration of the characteristics of family precepts during the Northern Dynasties. The fourth is an inference of the content of the family precepts of Zhen Chen based on the results of the third point.

After ascending the throne, Emperor Xuanwu chose to govern on his own since he was dissatisfied with the politic system of the *Liufu* 六輔. Zhen Chen was a central figure in implementing the emperor's new system.

It is said that the stratification of Northern Wei society created by Emperor Xiaowen with the *Xingzuxiangding*, and *Zhoudazhongzheng* 州大中正 were charged with the determination of family ranks (*Jiage* 家格) in every *Zhou*. Zhen Chen, as a *Zhoudazhongzheng* of Dingzhou 定州, wrote *Xingzufeixing* 姓族廢興 to fulfill his mission. There also was a document (*xingzhuang* 行狀) for Zhen Chen which was full of flattering compliments. The chief aim of having such a *xingzhuang* was to upgrade his family rank.

The author clarifies three main points regarding family precepts during the Northern Dynasties. First, a large portion of the family precepts has appeared. Second, families were large compared to those of the Southern Dynasties and they were closely united by brotherly solidarity. Third, in order to maintain their large families, they attached importance to the virtue of filial piety (*xiao* 孝).